

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
第2回財務会計ワーキンググループ

日時 平成28年10月19日（水）12：30～14：23

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○小川電力市場整備室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会、電力システム改革貫徹のための政策小委員会、第2回財務会計ワーキンググループを開催します。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、早速ですが、この後、議事に入りたいと思いますので、恐縮ですがプレス撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席ください。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、本日は、電力システム改革貫徹に向けた財務会計、会計面の課題ですね。これについてご議論いただくということになります。その次に、自由化のもとで、廃炉に関する会計制度について、これをご議論いただきたい。この2つが大きなポイントです。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議題に入りたいと思います。

まずは資料3、電力システム改革貫徹に向けた財務会計の課題について、事務局からご説明をお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、まず資料3をご覧くださいと思います。

資料3の1ページ目になります。前回、第1回のときに委員の方から検討課題、こうした整理ができるのではないかとご提案をいただきました。前回の時点では、全体をどう整理するかというところで、事務局のほうで十分整理しきれていないところもありましたので、本日、この後、議論を進めるに際して、一つの整理をここにまとめております。

この1ページ目の整理ですけれども、一番左で4つに分かれています、一つ、既存制度の継続にかかわるもの。これは、現状の電気事業制度のもとで、前回ご議論いただいたような廃炉会計制度、あるいは解体引当金制度の自由化のもとでの継続維持に関する検討課題です。これは前

回からご議論いただいているところであります。また、前回委員の方から、例えば対象事業者で区切ったらどうなんだというお話もありましたので、対象事業者ということで例示しております。

2つ目のカテゴリー、負担のあり方にかかわるものという整理をしておりますけれども、その中で2つカテゴリーを設けていまして、一つは公平な競争促進にかかわるもの。これは前回もご議論いただきました、例えば法人事業税、これは自由化のもとで、全ての電気事業者に関連する話ということになります。同じく負担のあり方にかかわるものとしては、受益者間の公平性の観点から検討が必要なもの。これは、本日もこの後、補足的にご説明しようと思っておりますけれども、前回もご議論いただいたストランデッドコスト関連、そういった類のものということがあり得るというふうに考えておまして、ただ、これについては、具体的な該当事項に関しては、その該当の有無を含めて、次回検討ということにしたいと考えております。

3つ目が、新たな制度設計にかかわるものということで、これは別途、現在、同じ小委員会のもと、市場整備ワーキンググループで検討が進められている新しい市場設計にかかわるものとして、どういった課題が出てくるのか。対象事業者としては、発電、小売とありますが、これに限らず、送配電とかも関係してくることがあり得ます。いずれにしろ、これはもう一つのワーキンググループでの検討が進む中で、課題が明確になった際に検討という整理にしております。

最後、その他と分類しておりますけれども、これは東電改革にかかわるもの、例えば1F廃炉などとしております。これについては、後ほど補足的にご説明いたしますけれども、前回、第1回のワーキンググループと同じ10月5日に、東電改革に関する委員会での議論がスタートしていきまして、そこでの議論の結果次第では、こちらの場合、国の制度整備というのが必要になる可能性があるということで、その他に分類しております。

全体を整理しますと、ここでいいます1ポツ、それから2ポツの前半のところについては、既に前回からご議論をいただいております、引き続き本日もご議論いただきたいと思っております。

2ポツの後半部分、それからその他、東電改革にかかわるものといったところにつきましては、全体をよく整理の上、次回お出しし、ご議論いただきたいと思っておりますけれども、その前段階として、本日、どのような課題があり得るのか、あるいはどういう状況かということ、この後ご説明したいと思います。

参考資料となっておりますが、3ページ目以降で、今申し上げた2点、ストランデッドコスト関連、それから東電改革関連のところをご説明したいと思います。

まず3ページ、これは前回ご議論いただいた資料を一部修正しております。自由化に伴い回収不能になる費用、これは欧米で用いられた概念でありまして、規制料金のもとで保証されてきた

確実な原価回収が見込めなくなる。競争環境のもとで回収が困難になる費用というのが発生するというので、それについて一定の措置が講じられた国と、一方でそういう措置が講じられていない国があったという、あくまでここは事実関係のご紹介になります。

前回もご議論ありました、果たしてこれに該当するようなものが日本でもあるのかどうかということについては、次の4ページで、これも前回お出しした資料を一部修正しております。類型1、2、3とありますけれども、総括原価方式のもとで、ある意味想定されていた販売、あるいは費用、価格、それらが自由化のもとで変わってくるというのは、一定程度、見込まれてもいるわけですし、そういった意味で、前回のご議論でも、本当にこういう類型に該当するものがあるんだろうかというような議論がありました。他の類型として、例えば類型3については、こういった事例、自由化に伴い、もともと長期で回収する予定だったものが、それが、ここでは予期せぬ理由でとありますけれども、回収が難しくなるというのは、ある意味、ストランデッドコストとして認めるのではないかといったご議論もありました。

さらに、ストランデッドコストといったときに、ここでいっている例は主に欧米の例を引きつつ、その自由化に伴うものという整理ですけれども、4ページの注に書いております、ある意味、自由化と直接の関係ではなく、何らか制度変更に伴って新たに顕在化した費用と。こういった費用というのは、規制料金のもとでは、あらかじめ事業者が織り込むことができなかったもの、そういったものが仮にあったとすると、自由化に際してそういった費用の扱いが問題となり得ると。これもあくまで可能性ですけれども、そういったことが議論になり得るというふうに整理しております。

次の5ページ目と6ページ目が、もう一つ、次回ご議論いただく予定の、東京電力改革関連ということで、この委員会で、今、どういう議論がなされているかということのご紹介になります。

まず、この委員会は、今月初めにスタートしておりますけれども、東京電力のこれからの取り組みを具体化していくための検討を行う場として設置されております。

今月初めに第1回が開かれて、その議事要旨から幾つか、こちらの議論に関連するところをまとめたのが、次の6ページになります。

この委員会そのものは、東電の救済ではなくて、東電の改革のための処方箋を描くというふうな議論がなされております。こちらのワーキンググループとの関係で申し上げますと、ここでの東電改革委員会での議論でどういった整理がなされるか次第で、国のほうでも一定の制度整備が必要になる可能性があるということを申し上げましたが、現時点で、この6ページにあるような、少なくとも第1回の議論ということと言えますと、例えば全体の負担のバランスの中で、東電が自力で頑張るというのが大原則といった点ですとか、あるいは一方で、東電が責任を全うしてい

こうとすると、矛盾する問題の解決が必要になるとか、こちらに直接関連する話で言えば、送配電部門は総括原価が残るので、こういった非自由化部門と競争部門とのあんばいを考えることが大事だといったようなこと。

こういった幅広い議論がなされておりまして、引き続き第2回、第3回と議論がなされていくわけですが、こちらでの議論がある程度見えてきたところで、そこでの議論の結果を踏まえて、仮に何らかの制度整備が必要、この後も出てきます廃炉会計と事故炉の関係というのも一つあると思いますし、そういった国の側での制度の整備の必要というのが出てきたときには、これは次回以降、ご議論いただきたいというふうに思っております。

同じく将来的な検討課題となり得る可能性ということで、もう一つ別のカテゴリで整理しておきましたのが、新たな制度設計にかかわるもの。例として、7ページ、8ページに掲げております、市場整備のワーキンググループで検討されている事項のご紹介になります。1つ目、7ページは、非化石の価値を取り扱う市場の創設ということでありまして、これは電気そのものを扱う市場ではなくて、再生可能エネルギーや原子力などの非化石電源の持つ一種の価値を事業者間で取引できるような市場制度をつかっていってはどうだろうかという議論でありまして、こういった新たな権利といいましょうか、取引対象が生まれてくると、それを財務あるいは会計上、どのように整理していくのかということが議論になり得るという点であります。現状、例えばCO₂のクレジットという意味では、既にそういった取引もなされておりますし、ある意味、こういった新しい価値取引が生まれてくると、例えばCO₂クレジットに類似した位置づけがなされてくるのかというふうに考えております。

同じく、最後の8ページ目になりますけれども、容量メカニズムという新しい仕組みの議論が始まっております。電気そのものというよりは、この設備、容量のそのものの価値に着目した取引の形態ですが、これまた新しい仕組みということで、こういった新しい取引について、将来的にそれを会計上、どのように扱うかということが検討課題になり得るということでありまして、こういった新しい制度整備にかかわるものというのは、今すぐこちらでということではありませんが、将来的に必要なに応じて、この場で扱いについてご議論いただければというふうに考えております。

以上で、このワーキングにおける検討課題ということで、一つの整理をお示しました。

以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、資料3で、ここで議論すべき問題の整理と、それから関連する資料のご紹介があり

ましたけれども、その内容についてご意見等があればご発言を願いたいと思います。例によって、発言希望の方は名札を立てていただくということで、関連した発言については、挙手等で合図をしていただければ、私のほうで判断させていただきます。

いかがでしょうか。資料3関係でご意見、ご質問等ございますでしょうか。村松委員。

○村松委員

ありがとうございます。今、ご説明いただいたとおりで、3ポツの新たな制度設計にかかわるものについては、今後、課題が明確になってきたところで改めてということなんですけれども、市場整備ワーキングのほうで、今、取り上げています課題がほかにも、ベースロード電源市場ですとか、連系線利用ルールの見直しというものがございますので、そちらも議論の様子によっては、こちらに上げられる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○小川電力市場整備室長

はい、ここに挙げていますのは、あくまで例示ですので、おっしゃるように、市場整備のほうで取り上げているもの、全てこちらでの議論対象になり得るといふふうに考えております。

○村松委員

ありがとうございます。例えば、こちらに挙げています非化石価値取引市場の創設というのもございますけれども、例えば市場の創設ではなくて、CO₂のオフセットプロバイダーが提供するような形で、相対でやるというような可能性というのものもあるのかなというふうに考えておまして、市場を前提にした議論と、そうではなくて、民間のそういったプロバイダーが入った場合での財務会計上の影響というのは、若干違った取り扱いになる可能性があるのかなということも考えております。

まだ、そちらの制度設計ワーキングのほうでどういう方向性というのは、具体的には定まっていな思いうんですけれども、市場を前提にして、こちらであらかじめ議論するというのではなくて、そちらのワーキングのほうの動向を見ながらということで、こちらでは準備しておけばいいという理解でおります。

○山内座長

そういう理解でよろしいですね。

ほかはいかがでしょうか。松村委員。

○松村委員

本体ではなく、参考資料で、前回に引き続いてこだわって申しわけないのですけれども、ストランデッドコストに関してです。確かにご説明のとおり、自由化に限定する必要はない。大きな制度変更があったときに、その制度は当然続くだろうと合理的に思っていた制度が突然なくなっ

た結果として、回収不能になったというときに、補償する可能性はあり得ると思う。こういう形で、自由化に限定しないで大きく捉えるのは合理的だと思います。

ストランデッドコストの類型が挙げられています。類型2に関して言えば、これは逆に、そんな言葉はないが、ストランデッドゲインだってあり得る。実際に独占時に、自分しか買い手がいなかった。法的にコストベースで売れと強制され、買い手は一人しかいないから長期契約になっていた。その契約によって自由化後に大儲けしている。そのような権益は独占企業として得たものだから放出せよといくら言っても、一向に放出しないということは、現に起こっている。そういうことも総合的に考えた上で、本当にストランデッドコストがあるかどうかを考える必要がある。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。永田委員、どうぞ。

○永田委員

ここでストランデッドコストの定義を改めて整理いただきまして、非常にわかりやすい内容になったと理解しております。

会計的に非常にわかりにくい議論がこれから続くので、私なりの整理すると、例えば廃炉会計は、過去にも投資して、それを廃棄するときに、一気に損失を認識しなくてはいけないと、廃炉が促進されないとか、財務的なマイナスのインパクトが大きくなるので、その費用負担を、例えば分割して、ある程度一定の期間で分割する制度です。要は、過去に投資したコストの費用負担のあり方の話であり、一方で、こういったストランデッドコストというのは、将来的に費用を認識しないといけないんだけど、ここの定義の中の一つで、政策変更によって費用の認識を巨額にしなくてはいけないが、将来にかかってそういった認識しないといけない費用を、場合によっては、会計的には規制資産会計とか、そういったある意味では特殊な会計の考え方をもって、一旦、規制資産として認識した上で、費用を再配分するとか、費用認識を配分するとか、そういった考え方の整理だと、私は考えております。今後、ストランデッドコスト等の議論をするときに、いま一度、入り口のところを過去に既に投資したものの費用認識、期間按分の問題であり、将来における新たな費用認識をしなくてはいけないことではないことをピンどめだけさせていただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。問題の整理という点では、こういう整理でよろしいですかね。参考に説明いただいた部分については、いろいろまたご意見もあろうかと思うんですけども。

よろしければ、また何かありましたら、後でご発言いただくことにして、次の議題に進みたいと思います。

次の議題は、資料4になりますけれども、自由化のもとでの廃炉に関する会計制度についてでございます。これも事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○小川電力市場整備室長

それでは、資料4をご覧ください。

最初1ページ目で、本日も議論いただく論点の全体像を整理しております。本日も議論いただく、前回に引き続きということになりますけれども、一つは廃炉会計で、もう一つは解体引当金となります。

今、永田委員からご指摘いただいた整理に、早速沿って申し上げれば、この廃炉会計、過去に投資したものに関して、その廃炉に伴う費用認識の問題、財務的な影響を緩和して、廃炉を円滑化するための制度というものであるのに対して、この解体引当金、将来の費用をあらかじめ確保しておくための制度ということで、2つはまず大きく制度が異なるということがあります。

その上で、まず廃炉会計につきましては、前回のご議論とも関連します、自由化のもとでの廃炉会計の意義、必要性、そもそもこういった制度を入れた趣旨に鑑みて、今後もこれを維持する必要があるか、ないかといった点が、論点の1でありまして、論点2は、仮にそういった制度を引き続き維持するとなった場合にどんな措置が必要になるだろうかと。ややもすると、この2つの議論が一緒になってしまうので、あえてここで2つを分けた上で、ではこうした制度の存続、継続に、純粋に会計の側面から、こういった仕組みが必要かという議論が、論点2になります。

論点3は、前回委員の方からもご指摘がありました、廃炉会計の範囲、射程にかかわるものであります。事故炉についても対象としての議論なのか、それとも事故炉を除いたものの議論なのかといった点が、論点の3になります。

続いて、解体引当金に関しては、これは今ある制度でして、今後もそういった将来の廃炉に備えて事業者が費用を確保するという仕組みを維持するのは、まず大前提とした上で、自由化のもとで維持していくに際してどうするか。後ほどご説明しますここでのご提案は、一つは引当期間を見直すことです。現行の引当期間を維持しようとするともた別の措置が必要になるものですから、ここでは引当期間の見直しというご提案をしております。

また、その見直しに伴う影響の緩和というのが論点の5つ目で、最後、この引き当ての前提に

なる見積額というものの柔軟性の確保に関する議論というのが論点6になります。本日、こういった形で6つの論点についてご議論いただければと思っております。

この後、それぞれの論点についてということで、まず2ページをご覧くださいと思います。前回のご説明と重複、重なるところもありますけれども、改めて廃炉会計制度がどのような趣旨で導入されてきたかというところを振り返りつつ、ここでは、事業者の廃炉判断の円滑化、さらには原発依存度低減という基本方針に沿ったものでありまして、この目的、意義というのは、導入当時と特に変わらないと考えれば、自由化に関係なく、こういった制度を引き続き維持していくことが必要ではないかということでもあります。

この制度の導入の経緯ということで、次の3ページ以下になります。2回にわたる議論の結果、導入になっていますけれども、まず1回目、2013年、今から3年前に措置されています。これは、震災後、新たな規制基準の導入などによって、ある意味、それまでに比べて早く廃炉となる場合に、これは過去に投資した、まさに現物、現在そこにある設備の簿価が一気に減損してしまうと。それに伴って巨額の費用認識が発生するというので、そういった廃炉の円滑かつ安全な実施に支障が生じるのではないかということで、まず3年前に1つ、措置がなされています。

加えてということで、このときの措置、括弧して（廃止措置資産）とありますが、必ずしも全体をカバーできていなかった。具体的には、3つ目のポツにありますけれども、3年前の措置、2013年の措置のみでは、一部資産が対象になっていないということで、事業者が廃炉判断の先送りをする可能性があったことから、昨年、追加的な措置を講じております。これによって、3年前の廃止措置資産に加えて、一定の資産の残存簿価、それから解体費用などを加えて、10年間で分割して償却することを認めるとともに、その分割された償却費用を、規制料金、小売の料金原価への算入を認めることとしたと。これが全体の流れになります。

1回目の措置の内容というのが、次にあります参考として、一番下にあります数字は、制度の適用状況ということで、金額のイメージになります。

今申し上げたことの、より詳細ということで、5ページにありますけれども、これは見直しの経緯ということで、6ページに飛びますけれども、2014年の原子力小委員会での議論というものを踏まえて、廃炉会計に関するワーキンググループということで、具体的な制度設計がなされたという経緯になります。

その措置の具体的な内容が、次の7ページになりまして、先ほど申し上げた廃炉に伴って一括して発生する費用を、廃炉後、10年間で分割して償却することを認めると。ある意味、一度に生じるところを、10年間にわたってクッションのような形で機能する形にしたということと、もう一つは、それらの費用について、小売の規制料金への算入を認めたということになります。

こういった措置の効果もあって、現在の原発の状況というのが、参考として、次の8ページにあります。現在、廃炉を決定した炉は、一番上の右で赤で囲われているところですが、15基ということになっております。地図上で言うと、バツがつけられているところでありまして、震災前に廃炉決定したのは、東海第1と中部浜岡の2基でして、これは全部で3基になっております。震災後、福島第一の6基、3プラス6、その後ということで、この廃炉会計の導入後に昨年5基、それから今年になって1基、合計で今、15基になっておりますけれども、この廃炉会計導入後に合計6基の廃炉がなされているということになります。

続いて、論点の2になりますけれども、廃炉会計を自由化のもとで維持していくときに必要な措置として、どのような制度設計が必要かということが論点になります。これは、廃炉会計制度というものが、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備が存在することなどに着目して、設備の減価償却を継続させる仕組みということでありまして、こういった通常の会計上の処理と異なる仕組みを維持する前提として、着実な費用回収が担保されているというのが不可欠になります。現状は、小売の規制料金という形で、この着実な費用回収が担保されていますけれども、まさに自由化によってその規制料金というのがなくなったときに、どうやって着実な費用回収というのを担保するかということが論点になります。

昨年まとめられた報告書、次の10ページに抜粋がありますけれども、ここにおきましては、今申し上げたような、将来的に小売の規制料金がなくなるということで、将来の扱いについての議論がなされておりまして、上から2番目のポツにあります、こうしたことを踏まえということで、競争が進展する中、小売規制料金がなくなってもということですが、総括原価方式の料金規制が残る送配電網の料金、託送料金の仕組みを利用して費用回収が可能な制度とするという整理を行っております。

ただしということで、幾つか留意点、考慮すべき点が記されておりまして、これについては、この後、少し詳しくご説明したいと思います。

ここで示された留意点、具体的には、費用負担のあり方ということが掲げられていまして、需要家間の公平性、受益と負担の関係、あるいは原子力事業から享受してきたメリットとの関係といったことを考慮するとされております。

それが、次の11ページに記してあるところです。このうち、原子力の電気の利用のあり方というのは、ちょっとここでの議論とは直接に関係しないものですから、この費用負担のあり方というのに着目しますと、まずは、本年4月の全面自由化によって、過去に受益してきた需要家も新電力に切りかえることによりまして、直接的には原子力に関連する費用負担は免れることとなり得るということになります。

他方、現状では、大半の新電力が大手電力会社の常時バックアップなどを受けているということがありまして、下にイメージ図がありますけれども、実質的に全ての新電力が受益している面があるということについて、どのように考えるのかということをご掲げております。これは補足しますと、一番下の図に出ている点、本年3月、まさに全面自由化直前の時点での電力販売量の内訳になります。全体の中で、小売の規制料金、これは実際には月によって比率は変わりますが、この時点では約4割、一方で自由が6割ということでありました。この規制のところは、4割全てが大手電力会社ということですが、この自由の部分に着目しますと、まず、新電力が占めるシェアということと言いますと、これが全体の中での、全体を100とした場合ですけれども、約5%ということになっております。それだけ大手電力会社が大半を占めているわけですが、さらにその中で、その新電力の中で常時バックアップというものを受けているのが大半で、受けていないのが一番左、この0.26%ということになります。

常時バックアップというものが何かというのは、次の12ページに参考に記しておりますけれども、これは2000年の部分自由化にあわせて導入された過渡的な措置でありまして、大手既存電力会社と新規参入者の競争条件を、ある意味公平にする観点から導入されている措置であります。具体的な仕組みは、下の枠囲いにありますけれども、新規参入者が供給電気を十分に調達できない可能性があるものですから、一定量までは大手電力会社から自動的に供給する仕組みとしているということでありまして、これはあくまで真の競争状況が実現するまでの過渡的な措置ということでありまして、将来、例えば、卸電力取引がしっかり機能した場合には廃止することが望ましいということ、ある意味、これを視野に入れて、現状、市場整備のワーキングにおいて、新たな市場整備の議論が進められているところであります。そういった費用負担の現状、あるいは受益と負担の関係というのをどのように考えるのかというのが、この廃炉会計の継続に必要な措置を考える上での考慮要素になるということでありまして、

続いて、論点の3つ目、廃炉会計制度における事故炉の扱いということで、13ページをご覧ください。ただければと思います。

まず、現行の制度の扱いなんですけれども、3年前と昨年と2回の措置のうち、3年前の措置においては、事故炉を対象から除外してはおりません。これは、廃炉を円滑に進めるという制度趣旨から、あえて除外しないということになっております。こうした中で、今後もこの扱いを継続する場合には、費用を着実に回収する仕組みというのをつくる必要があるわけですが、事故炉の扱いということに関して言いますと、現状、冒頭ご紹介した東電委員会というところで、まずそもそもの今後の廃炉費用の見通しも含めて議論がなされているところでありまして、この場での議論としては、まずはそちらの議論を待った上での検討としてはどうかということにな

ります。ここで、廃炉会計制度、2回の措置と申し上げたうち、3年前のほうには入っていますが、この同じ13ページのなお書きに記しております。昨年（2017年度）の措置に関しては、事故炉については対象から除外しているということでありまして、3年前の措置と昨年の措置、対象となる資産の違いというのは、この同じ13ページに色分けがなされてイメージとして記してあるものです。3年前の対象となったのが、黄色で囲われている左の部分と。昨年の対象は、右のほうにある発電のみに使用する設備と。ピンクの部分になっております。

参考としまして、昨年（2017年度）の事故炉の取り扱いに関するこれまでの議論ということで、委員の方々のご意見を次の14ページにお示ししております。

これまでが廃炉会計に関する論点でありまして、15ページ以降が、今度（2018年度）は解体引当金のあり方になります。こちらは、将来の廃炉に備えての資金確保のあり方ということになりまして、まず、論点4としましては、現状、現行の制度がこの引当期間、合計50年ということにしている中で、まずは、これをこうした形で今のまま維持するかどうかということが論点になります。このこういった50年というのを維持するためには、下に現行制度のイメージ図がありますけれども、40年を超えて10年間、廃炉後もある意味、引き当てを続けるという、そういう制度を維持する前提としては、小売の規制料金による着実な回収というのが前提になります。先ほどの廃炉会計の議論に関しては、引き続き維持するためには、小売規制料金がなくなった後も託送の仕組みを活用してといったことが、前回の審議会の報告書でもあったわけですが、同じ議論は、先ほどご紹介した10ページの審議会の報告書では、この引当金についても同様の議論がありまして、10ページで言いますと下から2つ目にその点がありますけれども、引当金制度についても将来的に維持することが適当であって、ただ、それを維持するには着実な費用回収の仕組みが必要というのが、10ページの一番下にまとめられているところであります。

前回の整理では、そういった意味で、同じ引当金についても託送などの整理を、仕組みを活用しての制度維持が適当ということがなされているわけですが、ここでお示ししておりますのは、廃止、廃炉の措置というのは、その費用確保も含めて、設置者の責任において完遂することが原則ということから、期間を今のまま50年維持して、そのために着実な費用回収の仕組みをとるのではなく、引き当ての期間を40年に短くすることとしてはどうかというのが、ここでのご提案になります。

他方ということで、そういった制度、仮に制度変更した場合に必要な措置ということで、次の17ページに掲げているのが次の論点5になります。今、申し上げた引当期間を、この10年の部分をなくして40年ということにした場合には、引当期間がある意味短くなる。今までで言うと、50年かけて例えば10億円ずつ引き当てていたものが、50年ではなく40年でということになりますと、

そこの足りない部分というのを一括して費用認識することが求められるということがあります。

他方、今回の議論の大前提としての廃止の円滑、安全な実施ということから言いますと、この制度変更、先ほどのストランデッドコストの議論とも多少関連しますが、こうした引当期間の見直しに伴って新しい財務上の影響を及ぼすことは妥当でないと考えられるものですから、こういった引当期間の見直しに伴って生じる一括費用認識についてのみ、前半でお示した廃炉会計制度の対象とするなど、一括でなく分割して費用計上する仕組みとすることとしてはどうかというのが、この論点5になります。

最後、18ページは最後の論点になりますけれども、これは引当金における見積額そのもの見積もり方法に関するものであります。現状、一定の見積もりの式、次の19ページに参考に記してあるような形での見積もりを炉ごとに、ある意味、一定の式に沿って機械的に行っているわけがありますけれども、個々の炉において必要な見積額というのが違ってく場合も想定されるということから、今後、新しい知見が得られた場合、あるいは炉ごとの違う事情などを考慮する必要が生じた場合には、現行の算定式が想定していない事象があったということで、そういった個別の事情を反映するような形にしてはどうかというのが、この最後の論点6になります。

ご参考までにとということで、一番最後にありますのが、現行の見積もりに沿った炉ごとの解体引当金の見積額ということになりまして、これらを全て合計すると、右下になりますけれども、およそ2.9兆円という形になりまして、これらは事業者において計画的に、今、こういった費用を確保してきているというのが現状になります。

資料4のご説明は以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。

具体的な会計の問題に入っていきますけれども、今ご説明いただいた会計制度について、廃炉会計の部分とそれから引当金の部分、これについてご議論いただきたいと思います。

先ほどと同じ要領で、どなたからでも結構でございますので、ご意見のある方は札を立てていただいて、ご発言を願います。

まずは廃炉会計のほう、こちらについてご意見があるところから伺いたいと思いますので、いかがでございましょうか。どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。基本的な質問ですけれども、この廃炉会計の対象には、既に完全に廃炉になったものと、それから、今後再稼働が考えられるもの、つまり実際に稼働しているものと再稼働の可能性のあるものがありますが、ここでは一緒に議論するのでしょうか。

○小川電力市場整備室長

今のご質問は、既に廃炉決定がされているものとそうでないものとを分けるかどうかということですか。今ある廃炉会計制度というものがある中で、現在、廃炉を行っているもの、その制度の適用を受けてということでありますけれども、まだ廃炉していないものであっても、今ある制度の適用は、今後受けられるという意味では、何か現時点で区別した議論ではないということになりますか。そのご質問の背景としては、

○大石委員

この質問をしたのは、既に廃炉が決まっていて、絶対に廃炉のために必要な措置をとらなければいけないというものと、これとは別に今稼働している、もしくはこれから再稼働するのであれば、稼働する中で新たに廃炉の費用を積み立てることを考えられるのではないかと思ったので、同じように考えるべきなのかどうかと思って質問いたしました。

○小川電力市場整備室長

今おっしゃっているのは、もしかすると廃炉に必要となる費用をどういうふうに確保するかということで、ここの区別でいうと、どちらかという引当金、将来必要になるものを、今もう廃炉にしているものと、まだ稼働するものは、もう少し時間をかけて確保していくので扱いが異なる、あるいは異なったほうが良いというような問題意識ということではよろしいですか。

○大石委員

はい、そうです。そういう意味では引当金のほうになるのでしょうか、わかりました。

○山内座長

よろしいですかね。

そのほか、いかがですか。村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。論点1で、今回、廃炉会計について議論する意義をまた改めて整理いただきまして、ありがとうございました。こういった形で示していただくことで、よりわかりやすくなったかなと思います。

今回の廃炉会計で、論点3にありますように、コスト負担という議論になったときに、どうしても旧一般電気事業者を優遇する措置ではないかというふうにとられがちなんですけれども、もともとはエネルギー政策基本方針ですよ。こちらがあつて、会計面がネックになって廃炉が進まないということでは、政策に相反してしまうという背景があつて、こういう議論をしているということがご説明いただけましたので、ちょっと誤解が、その辺、解けるのかなというふうに思います。

こちら廃炉会計がなければ、事業者側としても廃炉を積極的に行うことができませんし、それが無いところで無理やりやらせてしまうと、どうしても対象資産の減損損失を一度に認識しなければならないということになってしまいます。先日も、東電の株価が、社長の発言を受けて下落したのがございましたけれども、こういった減損損失を計上するというような話になりますと、やはり旧一般電気事業者の株価下落というような形で、日本経済に与える影響というのものもあるかと思しますので、こういった議論をするときに、意義を考えるときに、エネルギー政策であったり日本経済への影響といったようなものが経済面で考えるポイントだということを、少し我々国民としてもきちんと理解しておく必要があるのかなということ、この整理を拝見いたしまして改めて感じました。

ただ、私は会計士ですので、会計のあるべき姿というのは外すわけにはいかないというふうに考えております。論点の2で、廃炉会計継続に必要な措置ということで、将来にわたる獲得収益額によるコスト回収、これがきちんと担保されていることが重要だと。これがなければ、廃炉の資産性が認められない、減損損失を計上すべきであると。これはもっともな議論でして、ここをきちんと担保していただくことが最低限の条件になるかと思えます。

そこで一つ質問なんですけれども、諸外国でもやはり原発を持っていらして、廃炉に向けた取り組みというのをやっていらっしゃる場所もあると思うんですけれども、そういった場合のコスト回収と会計処理というのはどういうふうに行われているのかというのはいかがでしょうか。海外であれば、国際財務報告基準であったり、米国会計基準であったり、減損会計は日本よりもずっと先行して適用されておりますので、非常にそのあたり厳密な会計処理が求められているはずなんです。コスト回収の仕組みというのは、やはり各国の事情というのがどうしても反映されますので、日本とは違いますということもあるかもしれませんが、参考にはなると思えます。

また、会計面につきましては、日本だけが外れた処理をとっているということであると、せっかく日本企業の会計がここまで進展してきた中で、海外からの信頼が損なわれるという可能性もありますので、前の議論の中でも、IASBの動向を勘案してということがあったかと思うんですけれども、海外の事情というのは、もしお調べになって把握していらっしゃるようであれば、ご説明いただければと思います。

○山内座長

海外についてどうですか。

○小川電力市場整備室長

今のご指摘は、3年前あるいは昨年の廃炉会計のワーキングでも少し議論になったところで、今、ちょっと完全に整理しきれてはいないですけれども、そのときの資料に沿って申し上げます

と、同じように会計の原則からすると、着実な回収というのを担保することで、1期の債務認識とか、一括した債務認識とか、そういうものをむしろならして、なだらかに認識していくというのが一般的でありまして、そのための措置として、小売の規制料金でやっていたり、あるいは国によってですけれども、送配電、いわゆる日本でいう託送の仕組みを利用して、その収益獲得性というものを担保している例があるというのが海外の状況であります。もう少しそこはきちっと整理はしたいというふうに思っております。

○山内座長

またちょっと調べていただいて、次回か何かに資料を提出していただければと思います。

そのほかいかがですか。どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員

村松委員からお話があったように、まず論点1については、速やかに廃炉すべき原発をその方向に持っていくという重要性は何ら変わっていないと思いますので、ここは特段、議論の余地はないかと思っております。そのために、ご説明にあったように、減価償却見合いで一定の資金回収が会計的には必要だとすれば、今までは小売料金が規制料金であったのがなくなり、規制料金として残っているのは託送料金しかないので、託送料金の仕組みを使いながら回収していくのは仕方ないと思っています。

ただそうした場合、一方で自由化が起きて、発電事業が競争にさらされている中に、原子力もあるわけですから、公平性を考えると、原子力事業者は、原子力発電で電気を発電して収入を得る、それで勝負するのが筋なところを、プラスアルファ託送料金で回収してきた償却見合いの費用も入ることになって、その分で競争優位になったらおかしな話になると思います。ここでの議論ではないという小川室長からの説明でしたけれども、それとの見合いで原子力の電気の利用のあり方はきちっと議論していかなければいけないだろうと思います。別に1対1の関係である必要はないと思いますけれども、一定割合は限界費用でマーケットに出すとか、いろんな方策が考えられるのではないかと思いますので、そちらの議論もあわせてしっかりお願いしたいと思います。

事故炉については、規模は違いますが、同じようなことが言えると思います。これもここでの議論ではなく、東電委員会もしくは原子力小委など、ほかでの議論になると思いますが、特に資料3を拝見すると、東電にできるだけ努力をしてもらうという書き方がしてあって、それはそれで当然のことだとは思いますが、一方で、原子力小委で前からお話ししていたように、官民の役割分担がきちっと議論された上での話ではないかと思っています。事故時にはこれだけの負債を抱えるというのが明らかになり、かつオペレーションリスク、なかなかそれなりの安全水準を

保ったとしても、その稼働がままならないというリスクも背負ってるという状況の中で、民間の事業者が原発を事業としてやるリスク・リターンのバランスが非常に崩れていて、普通に考えると、とても原発のオペレーションを好んでやろうという状況ではないと思いますので、国として原発を当面使うということであれば、その議論をしっかりとやる中で、事故炉をどう取り扱っていくべきなのかを詰めないで、パッチワークのような作業になるのではないかと懸念しております。

廃炉会計については、以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにかがですか。秋池委員。

○秋池委員

これは論点全体についてなんですけれども、過去の5年ぐらいの短い期間の中でいろいろな議論があって、そのときそのときで、方針が出されているわけなんですけれども、あまりにもそれが変わると、継続性がなくなってしまうとか、事業上の予見性というものが失われてしまうということもございますので、一度決めたら、なるべくそれが維持されるようにということは、念頭に置くべきではないかと思っております。

それからもう一つ、今、圓尾委員から、限界費用で原子力の一定割合を市場に出すというようなお話がありましたが、それはそれで市場を歪めることにもなりかねませんので、自由ないい市場をつくらうという観点からも、総合的に議論をしていくことも必要なんじゃないかというふうに感じております。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにか。永田委員。

○永田委員

私も、前回のワーキンググループからも、安定的に小売料金で負担できない場合について、託送等も検討する必要があるのではないかという発言をさせていただきました。

それで、今回もう一つ、従前からこういう資産の収益獲得能力をどう認識するかと考えるときに、やはり発電と廃炉が一体とした事業という認識を、一つポイントとして置いておきまして、したがって、廃炉自体も事業の一環であると。したがって、事業であるから、その過程の中で収益を獲得するプロセスの中であるとの整理を私自身はしております。

その中で、託送料金という、ある意味では安定的に収益獲得能力を担保できるスキームであ

るので、今回の措置については、私もこの措置で妥当ではないかと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員

前にもお話ししたと思うんですけども、電気のビジネスというのは、普通のビジネスとは考えがたい要素が非常に多くて、リスクも非常に高いですし、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、民間の企業が全てにおいて参入できるかということ、できるチャンスがあったとしても、なかなかうまく回していける内容ではないと思うんですね。それで、当然別の会計があって当たり前のように思いますし、今回のお話もよく理解できます。

一方で、普通にビジネスをしている人、私でさえも、今回の内容がクリアになるまで何度自分で読み直しても、わからない要素がやっぱり出てきて、それだけ特殊だと思うので、今後こういうのを決めていく中で、やっぱり多くの方に理解していただくためには、もうちょっと言葉が、もう少しわかりやすくしていったほうが、良いと思います。当然、最終的に国が決めたことに対して、その方向で行けばいいんですけども、それから、全員が納得するということはありませんが、それでも納得しやすいような説明にしていったほうが、今後、マスコミの方々の書きようによっては誤解を生じることも出てくると思いますので、そのほうがよいかという意見です。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今回、論点を多く出してはいただいたのですが、恐らく論点2以外はもめることはないのではないか。ある意味で合理的というか、当然だと思うので、多分、問題になるのは論点2だけだろうと思います。つまり、これを仮に広く負担させるとすれば、一体誰に負担させるのかが、大問題になる。

したがって、ここを念頭に置いて、お話しさせていただきます。まず、常時バックアップは大半の事業者が受けているのだから、原発の電気に恩恵を受けている、あるいはこれから受けるであろう人が大半であるというロジックは、常識的に相当受け入れ難い。すごく極端なことを言うと、常時バックアップを0.1%受けていて、99.9%は自前の電源という事業者がいたとしても、今回示した資料の分類だと、これは常時バックアップを受けている者に分類されて、それで負担して当然。ではその0.1%分のところで負担するのかということ、これは明らかにそういう発想で

はないですね。全体のところで負担して当然だというロジックは、果たして常識的に受け入れられるのでしょうか。少し考える必要はある。

常時バックアップは上限でも3割ということになっている。ほぼ全て依存している事業者は原理的にない。卸取引市場に依存していて、卸取引市場には旧一般電気事業者の電気が入っているからと言い出すと、100%ということは原理的にあり得る。この理屈も難しいのではないのか。多くの国民が本当に納得するか疑問です。

それから、かつて制度変更に伴って、託送料金に乗せて消費者に広く薄く負担してもらった例はある。再処理の引き当て不足の部分を託送料に乗せたという、ウルトラCをかつてやったことはあった。それも参考になるかと思います。あれは自由化に伴ってということではなかった。まさに制度の問題。仮に自由化されなくて規制料金がずっと続いていったとしても、過去の費用、本来、過去にもっと高い料金を要求すべきだった、過去かかっていたのだけれども、そのコストがちゃんと認識されていなくて、後からすごくかかることになってしまったというようなものは、過去にさかのぼって本当は取るべきだったのですけれども、取り損ねたので、翌期以降の原価に入れるということは、原則としては認められていなかった。料金原価の原則はフォワードルッキングですから、これからの供給に必要な費用がこれからの料金で回収できるだけ。

したがって、規制料金がずっと続いていたとしても、それは回収できなかったわけなのだけれども、しかしそうはいっても、それは過去に分だから知らないで整理すると、本当に事業が立ち行かなくなる。したがって例外的に措置した。そういう発想は原理的にはあり得ると思います。少なくとも、常時バックアップを使っているのだから全員負担しろという理屈よりは、そっちの先例のほうが、私にはまだ理屈として理解できます。

ただ、そのときには、再処理でそういう例外的な措置をとるに際して、同じことはもう二度としないと行ったわけで、少なくともサイクルについて、さらにまだ未引き当てがあるからもう一回やるとかは、もう無理だと思う。そのような措置は、もう二度とやらないということを行った以上、もしやるのだとすれば、圓尾委員が強調されているとおり、国策として、これを維持しなければいけないと考えているので、公益的な目的と照らし合わせてやると整理せざるを得ない。であれば当然、公益電源として位置づけられるべきだと思います。もし万が一広く薄く負担ということがあったとすれば、公益電源に位置づける必要があると思います。

公益電源として具体的に何を要求するのかについては、いろんな意見があり得ると思いますから、この委員会で決めきることは無理だと思いますが、少なくともこの点は明らかにする必要があります。

以上です。

○山内座長

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。今の松村委員のお話のバックアップ、常時バックアップについてですが、確かに使っていますけれども、この電源のうちのどれだけ原子力かということです。火力やほかの電源も入ってのバックアップですね。なのに、原子力が入っているから、必ず払う必要があるというのは、確かに松村委員がおっしゃったように、国民としてはどうか、消費者としては納得がいきません、というのが一つ。

それから、先ほどから確実な回収の方法として託送料金でという話が出ておりますが、やはり消費者というか国民としては危惧しています。これに抵抗があるのは、託送料金に入ることによって何を負担しているか見えなくなってしまう。自分たちが払っているものが一体どれだけで、しかも期限がいつまでで、全体で幾ら払っているのかというのが見えない状況で支払うことに対して抵抗が大きいということです。私はこれしか方法がないとは思いませんし、逆に言うと、きちんと理由を説明し見える形で払う方法はあり得ると思います。単に確実に回収するための託送料金というのは、消費者としては納得いきません。

以上です。

○山内座長

関連で、どうぞ。

○村松委員

私も大石委員がおっしゃっているように、託送料金に入れてしまうことが果たしてベストの方策なのかということは疑問に思っておりまして、国民の負担が明確でなくなってしまうという懸念は非常に抱いております。再エネ賦課金のように、分けた形で別枠で見せたほうがよいのではないかということは、一つの意見としてご考慮いただければと思います。

すみません、ちょっと先ほど松村委員がおっしゃっていました、国策としてこのコストをどう負わせるかというようなお話がございましたけれども、考え方として、例えばなんですが、通信事業や郵便事業でユニバーサルサービスコストという考え方があると思うんですね。離れたところへのサービスコストも全体で広く負担するというものなんですけれども、この考え方にもしかしたら近いものがあるのかなということは、少し考えてみました。全く議論が的外れであればお恥ずかしい限りですが、ちょっとそういった見方もあるのかなということでご考慮いただければと思います。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。今お三方からいただいたことに関連して、幾つか申し上げたいと思います。

まず、松村委員からご指摘のありましたバックエンド過去分の話というものについては、一つそれがヒントになるというご提案もいただきまして、次回、それについてはそれでまた別途ご紹介したいとは思いますが、ここでの廃炉会計の議論、まさに松村委員がご指摘のようにバックエンド過去分、ある意味、過去の費用に反映されていなかったものをどう負担をこれからするかという話と、今回の廃炉会計については、何か新しく今まで見えていなかったものが見えてきたものではなくて、今までどおりの中で見えたものをどう配分、負担をするかなので、あえてここでは、そういった事例が違うということで、バックエンド過去分の例はお出ししていないということをご理解いただければというふうに思っております。

それで、そのときに大石委員、それから村松委員からもご指摘のありました、見え方ということで申し上げますと、バックエンド過去分については、再エネ賦課金とはちょっと違う形ではありますけれども、その部分がある意味、消費者への請求に際して見えるような形で内訳を示しているということも申し上げておきたいと思えます。

最後に、ここの論点としたときに、少しお出しの仕方がやや誤解を招いたかなと思うのが常時バックアップでありまして、ここでの議論は、皆が裨益しているから託送なり全員で負担だということではなくて、もともとのこの報告書でもそうですけれども、むしろこの制度を維持するためには、着実な費用回収の仕組みとしてこの託送の仕組みということがありまして、その際に、費用負担のあり方などについて、考慮するということが掲げられておりますので、受益をしているからみんなで負担すべきだとかいうことではなくて、この制度を維持するためにはみんなで負担する仕組みが、ベストでないかもしれないけれども、そうでないか。ただ、そのときに受益の関係とかをどう考慮するのかということで、松村委員ご指摘のとおり、受益の、例えば程度は、まさに常時バックアップで受けているところの受益と、それから、例えば小売の規制料金のところと、程度はずいぶん違うということがまさに実態でして、そういった点も考慮してどう考えるのかということだと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ほかに、さっき村松さんがおっしゃったようなユニバーサルサービス基金とか、いろいろ例もあるし、それから再処理の話もあります。その辺を調べて整理していただいて、こういうことに該当するのかどうかという問題とか、あるいは、ある意味でこれは金融会計上の処理なので、そのところ、ああいう形ができるのかどうかというのものもあるかもしれま

せんので、その辺も少し事務局のほうで調べていただく必要があるかと思います。

そのほか、この論点の、廃炉関係のほうについてはご意見ございますか。

もしよろしかったら、引当金のほう、引き当て方法、こちらのほうの件でご発言、あるいはご意見があれば伺いたいというふうに思います。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

先ほどは失礼しました。引当金のほうでちょっとご質問があります。

最後のページの参考資料で、原子力の発電設備解体引当金の総見積額というのが出ていますが、この表の一番下のところに、「完了済みのものは除く」と入っているのですが、実際にもう既に引き当てが完了できている炉はあるのでしょうか。

○小川電力市場整備室長

ここから、逆に言うのと抜けているものということで、これ50基ありますけれども、例えばと言いますと、東京電力の、左の福島第一を見ていただければと思いますけれども、ここに上がっているのは5、6となっていますが、1から4の部分はむしろ完了といいましょうか、その部分は事故後に手当てしているところで、そういう意味で終わっている、この中には入っていないということになります。

ほかには、中部の浜岡を見ていただけると、3、4、5とありますけれども、1、2について、これはもう既に廃炉に入っていますけれども、この表に入っていないという意味での、除くということでのトータル50基分になります。

○大石委員

ここは総見積額ということなので、実際に今、これだけの金額が必要ですよという話で、これが積み上がっているという話ではないわけですね。

○小川電力市場整備室長

おっしゃるとおりでして、これは総見積額、今後する際に必要になる額ですので、逆に将来、まさに永田委員のご指摘がありましたように、将来のためのもので、毎年積み立てていますので、ここはよく誤解を招くところですが、今、全部用意しているわけじゃなくて、将来必要になるときのために、今、着実に積み立てているものということになります。

○大石委員

ですので、先ほどの議論にもつながるのですが、消費者というか国民としては、一体、私たちは何をどれだけ払わなければいけないのかというのがまずわからないことが不信感につながっています。加えて単位が兆とかになると、毎日のおかずの値段と全然違うので想像がつかない

いということもあります。負担としては1カ月百何十円ですよといわれても、それが何のお金に使われて、本当にそれは払わなければいけないのかというのが、とても疑問です。

今おっしゃったように、これが総見積額ということだと、実際に今、この時点で解体引当金として積み上がっている額、また、逆に足りない額、私たちがこれから負担しなければいけない額というのがどれだけあるのかということ、まずはっきりと見せていただきたいと思います。それから、これだけ足りないということであれば、では、その費用をどうやって誰が払うのかという議論になるのだと思います。どれだけ必要なのかということはこの資料を見ればわかりますが、では、今足りないのはどれだけなのかということ、次回でもいいので、ぜひお示しいただけるとありがたいと思います。

それから、先ほどちょっとフライングしてしまいましたが、引当金について、現在すでに廃炉が決まっているものと、現在稼働もしくは今後再稼働するものというのは、誰がどれだけ残りの金額を払うかというところが違ってくるのではと思います。その意味では、これからのまだ稼働する可能性のある原子力発電所の引当金については、今後、その再稼働した発電所の電気を使う人が基本的には払っていくべきであって、電力自由化によって原子力を使いたくない、だからほかの再生可能エネルギーなどを使いたいと言って小売り事業者を選んだ人がこれを払う、託送料で払わせるというのは、根本的に電力自由化の根本の目的に反すると思います。

ですので、消費者は絶対に払わないと言っているわけではないと思うのです。先ほどの村松委員のおっしゃったFITのように、今、国としてこういうものをこれだけ払わなければいけないということで示されて、理解することができれば、払うという準備はあると思います。ですので、過去これまで原子力を使ってきて、本当であれば7割、40年で回収すべき廃炉費用を、3.11の事故後、もしくはその見直しによって払わなければいけない額があるのです、と言われて消費者がちゃんと理解すれば払うと思うんです。

ただし、稼働もそうですし、今後再稼働をするということは、それだけ収益の見積もりがあるからだと思うので、足りない金額を全部消費者に回すのもどうでしょうか。事業者もその応分の負担をし、その上で消費者も負担するというのであれば、消費者は負担については理解できると思いますので、全く何も払わないと言っているわけではないのであって、一体自分たちは何をどれだけ払わなければいけないのかを、はっきりここで金額で示していただきたいなと思います。

以上です。

○小川電力市場整備室長

1点重要なお指摘をいただいたと思っております、1点目の、金額をお示しするというのももちろんそうなんですけれども、足りない額というのは、ややこれも誤解を招くかなと思っております。

まして、料金の考え方で言いますと、例えば今も向こう3年で必要となる額を見積もって、それをもとにその料金を負っているわけなので、今後3年間に必要となるという額を、今後3年間で足りない額とは言っていないんですね。同じように、この引当金のところも、今後これだけ必要になるので、例えば、仮に30年間でこれだけ必要だけれども、向こう3年間ではこれぐらいなので、それを今の料金に入れております。

そういう意味で、その見通しなり、そういうのはしっかりお出しすることになると思うんですけども、それを足りない額と言われると、今後、来年投資するのとか、修繕費は、じゃ今、足りないんですかみたいなことになりかねないというのが一つです。

2点目の、将来、今、廃炉しているものとそうでないものを分けるという話は、ある意味、論点5に近い話だとは思っております、もともとの論点4に示している15ページのところは、見直し案のイメージというところがありますけれども、今後、この前倒しの期間を短縮することで、ある意味、これによって、右下のイメージにありますけれども、引き当てのペースを上げていくことにはなります。今のペースで50分の1ずつしているのではなくて、今後は40分の1ずつで、残りの期間にもよりますけれども、そういう意味で、そのご指摘のところと関連するものでありまして、その一方で、論点5のほうはそれと違って、ある意味、既に廃炉をしているものなどはちょっと扱いが異なってくるのではないかという意味で、ご指摘の点に沿ったものかなというふうに考えております。

○山内座長

大石先生、よろしいですか。では、何かあったらまた。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

さっきの話を蒸し返してしまうことになるかもしれないのですが、引き当ての方法だとかというのは合理的な方向への改善だと思うので、反対することは何一つありません。

それから、仮にこれは経過措置料金規制がさらに続くとして、仮に改定が将来あるとして、そのときに原価として出してきたとすれば、その引当額が多くなっているということは、少ないときよりも原価が高くなる。その原価で料金申請を出してきたとしても、通すべきだし、それが合理的だと思います。できるだけ早い期間で積み立てて安定的にするのは、とてもいいことだと思います。

ただ、ここでどうしても区別してほしいのは、そういう形で原価に積み上げ、小売料金のほうの発電側の原価として積み立ててやっていくのを合理化するという話と、この後、それでは追いつかなくなって、もう既に廃炉が決まっているものはそうだと思いますが、追いつかなくなって、

最後、託送料金で回収するというときの発想は、ちょっと分けていただきたい。先ほど大石委員の、明示され、納得すれば受け入れるという発言よりも、もっと物わかりの悪いことを言って申しわけないのですが、私は仮に小売料金の原価に入れられるとしても、そこから買わないという自由があるという世界と、託送料金のように、もう絶対に払わなければいけないという世界とでは、入れている原価は、前者には入れてもいいかもしれないけれども、後者に入れるのはまずいということは当然あり得ると思います。

具体的に言うと、この廃炉コストに関して制度が変わったので、コストが上振れしている部分と、予想外に原価が止まってしまって、引き当て不足になった部分。これが結局そのまま廃炉されたので回収できなくなる部分。2つは区別すべきだと思います。コストが上がる分については、それを託送に安易に託送料金に転嫁されても困る。事業者も何度も何度も、そういうようなことは現時点でほとんど想定されないということは、あれだけ繰り返し言ってきたわけですから、上振れしたコストは託送料金に押しつけるのではなく、それは事業者が負担すべき。止まって引き当て不足になった部分と区別されるべきと、私は思います。

それで、幾らになるのかわからないというのを承認するのが、ということをおっしゃったのですが、仮にそういうようなことがなかったとすると、費用の上振れ分は託送料金では面倒見ないとすると、託送料金に押しつけられるのは最大でもこれだけということになるという試算を示すことはできると思う。実際には想定していたよりも廃炉コストが上振れした分も全部託送料金。事故炉の話は、途中にもありましたが、ちょっとこれは別にさせてください。そうでない炉で、想定よりも高いコストがかかった分も託送で回収するとなると、今の時点で高くなっているだけじゃなくて、5年後にはまたさらに高くなっているかもしれないし、10年後にはさらに高くなっているかもしれない。実際にはどこまでいくのか、青天井でわからない。こういう形で示されるのか、そういうコストが上がった分は事業者負担。託送にはのせないという格好でやったとすると、上限を示した上でこれだけ負担していただきますという格好で国民に示すことはできる。

事業者の今までの主張の経緯からしても、廃炉のコストが上がった、引き当て不足になったという部分ではなく、そもそもコストが上がったという部分は、やっぱりこの託送料金で回収するなどというウルトラCのほうには回していけないと思います。この点については、今議論することではなくて、もっと詳細に後々議論するときに問題になってくるころだと思いますので、そこでもう一度申し上げることになると思いますが、私はそこをはっきりさせれば、上限のようなものを示すことだってできると考えています。

以上です。

○山内座長

今のちょっと膨らんだというのは、大体どういうイメージ、具体的に言うと。

○松村委員

廃炉のコストというのを想定しているわけですよ。これを何年間かで引き当てていって、それで引き当てが終われば問題なかったわけですよ。だけれども、動かなくて、動いたのに合わせて引き当てするということをしたから、引き当て不足が起こっているわけですよ。そうすると、廃炉のコストが見積もられていて、これを何十年かで積み立てると、こうなっているわけです。

ところが、もともと予定していた費用が100。フルに動いていたとして、40年でちゃんと、あるいは60年でちゃんとできたはずなのに、実は費用は100ではなくて110でしたということが後からわかったときに、この10の部分も託送料で回収するのか、100を前提として稼働不足による部分だけを対象にするのかということを行っているわけです。

○山内座長

例えば、それは規制のレギュレーションが変わって上がった部分というのがもしあったとしたら、そういうことですか。

○松村委員

その点については前回しつこく言ったので、覚えておられるのではないかと思います。この点についてはレギュレーションが変わる可能性が十分あり、したがって、コストは上振れする可能性があるのではないかと指摘があった。したがって、廃炉コストは幅で示すべきじゃないかという指摘に対して、原子力事業者が断固として、そのようなことは現時点でないと断言した。そのときには、当然、世界最高水準の規制水準になるということはわかっていたわけで、それでも想定できなかったような無茶な規制によって上がった部分はともかくとして、そうでない部分は、事業者が基本的にコスト上振れのリスクがないとあれだけ断言していたのだから、それは責任とってみずからの収益で払ってくれと言っているわけです。

○山内座長

最初の見積もりの額までがマックスだと、そういうことね。引き当て不足のところはいいけれども。

○松村委員

その2つは区別してくれということを行っています。

○山内座長

永田委員、どうぞ。

○永田委員

松村先生のご指摘を私ももう一回整理したいのですが、17ページの左下の表で、もともと、いわゆる解体引当金は、発生の可能性が高く合理的に見積もられる金額を、引当金として引き当てるものです。その引き当て方法、計算方式が、生産高比例法のように、稼働すれば引当額が引き当てられると、そういった計算ロジックをもって引き当てしていました。しかしながら、原子力が稼働しないことによって、結果として引き当て不足の分が発生したわけです。もちろん、松村先生がおっしゃるとおり、そもそもその引当額が妥当かどうかというのは、これはまた別の議論ですけれども、今回のここの議論されたいポイントというのは、ある意味では、生産高比例法からより合理的に、40年プラス10年、つまり廃止措置期間を入れた50年で、きちんと定額的に計算して引き当て不足がないようにやりましょうというロジックです。次に、今回は50年から40年という短縮化した場合に、50年と40年の差額の10年の部分をどう費用負担すべきでしょうかということで、これも同じく、先ほどの廃炉会計と結果として似たような性格があります。つまり、廃炉会計の場合は、償却不足の部分を一気に減損しないといけないから、それを期間配分しましょうと。こちらについても、ある意味では10年分が引き当てできていない部分について、一気に引き当てするのを、期間費用を期間按分と認識をしましょうということだと思います。そういう理解でよろしいですか。

そこで、会計的にどう認識するかはいろいろ議論はあるんでしょうけれども、例えば仮勘定的な、原子力廃止関連仮勘定的な形なのか、このあたりはまた十分な検討も必要なんだろうけれども、分割して費用認識するという意味で言うと、廃炉会計の減価償却認識と似ています。ただし、廃炉会計の場合は過去にもコストをキャッシュアウトしたわけですね。こちらの場合は引き当てという将来の費用ですから、ここの差はありますけれども、ロジック的にそういうものであって、この計算方式自体は、短縮化して費用認識して、ある意味ではコストの認識自体を適切にやるという意味で言うと、望ましい方法ではないかと思っています。

あとは、18ページのところの、まさしく本来だったら費用があらかじめ確実に確保されるように、本来だったら見積額を適正にしないといけないわけでしょうけれども、今回、ここの下線で示されている、当該事象が速やかに総見積額に反映させる、可能な仕組みを導入することとしてはどうだろうか。ここの速やかにということと、ここは恣意性がないかと。要は、本当に客観的、合理的にその見積額が、証明というか、もしくはご納得いただけるかというあたりの、どういった形でここを措置できるかということについては、また別途の議論かと思いますが、そのあたりについてもあわせて検討が必要ではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

すみません、すごくレベルを下げて確認なんですけれども、要は解体引当金というのは、当然企業にとって予測する、将来出るだろうと予測するお金を引き当てるのは、これは当たり前だと思います。今回出されている見積額は、これは2015年度なので、当然ながら、将来のこの数字は変わり得るわけですね。これは安易に出さないほうがいいと思うんです。要は、これを出してしまうと、これはこの数字でいかないとは思いますが、将来引当額がこれぐらいだというイメージで動かれてしまうと、多分、これよりも高くなったときに、本来、最終的に決めた数字との差が出たときのイメージはどんなのかなと思ったんですね。

それと、要は、じゃ確定した引当金に対して引き当てをしました。ずっとビジネスが続きます。ところが、あるとき予想以外のことが出てきた。それは外部要因で、どうしてもコストがアップしてしまった。内部要因であれば、それはその事業者が頑張って、それでも引き当てていかなければいけないですし、それでも普通の企業であれば、なるべく利益を出していかなければいけない。でも、それが普通の企業、例えば当社でいうと材料費が倍になってしまったと。となったときに、初めてお客様に値上げ交渉はいけますけれども、なかなかいきなりいけないですね。要するに、自社努力がどれだけあって、初めて金額に、お客様に出してもらおうかというところなので、それが明確になれば問題はないと思うんですが、ちょっとわかりません。いろんな誤解があって、必ず値上がった分は、今の話だと、託送料金とかになるという話なので、そここのところをもっとわかりやすく説明していただければ、誤解は解けるのかなという印象なんです。

以上です。

○山内座長

でも、今おっしゃったことの原則は、多くの方と共有するような原則で主張されていると思うので、非常に参考になるご意見だったと思います。

村松委員。

○村松委員

ありがとうございます。先ほど論点6について、永田先生が、引当金の見積もりについて、恣意性の入らないようにというようなご発言いただきましたけれども、私も全く同感でして、こちら、会計の本質からすれば、一律の計算式をもって引当額を算定するというのは本来あるべき姿ではなく、個々の実態に合わせた最適な試算をするというのが適切なんだと考えております。

ただ、その個別の事象を考えて弊社ではこうやって計算しましたといったときに、これが外部的に見て利益操作の調整弁となっているのではないかというふうにとられないような手だてと

というのは、必要なと思うんです。松村先生がおっしゃっていたように、上振れに対して非常に厳しい見方をせざるを得ないと考えておりますので、こういった外的な担保、今の仕組みですと、経産大臣への報告もしくは審査とか、そういったような形になるのかなと思うのですが、この外的な担保が必要なのかなと考えております。

あともう一つ、今の資料の16ページなんですけれども、今回の引当金期間の50年から40年への短縮の件です。こちらは、より短い期間、運転期間に合わせて引き当て、積み上げをしていくというのは、より健全な姿への変更であるというふうに考えられますので、その旨をきちんと開示することで、投資家の方々だったり消費者の方々に見せるようにすればいいのかなと思ったんですが、一方で、そもそも過去に40年プラス10年で引き当てを積み上げしましょうというふうになった背景があるんだと思うんですね。それは、先ほどの廃炉会計の話にももう一回戻りますけれども、資産そのものの償却期間に合わせて引当金を積み上げていくということが背景にあったのではないかとこのように推察します。

こちらの解体引当金、本来は一般の事業者であれば、この16ページの右側ですね。資産除去債務という形で費用を取り込んでいく形になるんですけれど、この期間というのは、本来は資産が稼働している期間、すなわち減価償却の期間ということで、一般事業会社の場合は、資産除去債務をその期間にわたって費用化していくんですけれども、それと同じ議論が、過去の引当金の期間を設定するときにあったんじゃないかと思うんですね。ちょっとそこはよくわからないんですが、こちらの引当金の期間を短縮するというのは、財務の健全性という観点からは望ましいことではあるけれども、資産の償却期間との乖離というのはどういうふうに整理するのかと。もしかしたら、それは公認会計士協会のほうに話が降ってきて整理することになるのかもしれませんが、ここも一度整理いただけたらと思います。

以上です。

○山内座長

秋池さん。

○秋池委員

この引当金の額についてなんですけれども、一番最初に見積もりをしたときの金額から増額したらどうするのかという議論がありましたけれども、これは合理的な理由があれば、それはやはり回収できるようにしなければいけないのではないかと思います。と言いますのは、事業者到最后まで責任を持って廃炉をしてもらうということは非常に重要なことで、資金が足りないからやらないというようなことが起こってしまうと、それはこの国にとってもいいことではありませぬので、合理的なものは織り込んでいく、将来起こったら織り込んでいくということも考えたほう

がいいのではないかと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

皆さん、結構おっしゃったので言わなくてもよかったのですが、私の理解をお話ししておきます。まず50年を40年というのは、発電事業が自由化されたということは、今までの一貫体制の中に原子力が組み込まれているのではなくて、原子力発電だけが独立した一つの会社になることだあってあり得るということを想定して物事を詰めておかなければいけない。そのときに、例えば40年で廃炉にしたとしたら、その後はキャッシュが生まれてこないで、それまでの間にきちっと廃炉に必要なキャッシュはためておきなさいということで、50年を40年にすると思っています。そう考えると納得できると思っていますし、論点5の、その40年を過ぎて廃炉を始めているところが、同じように今さらキャッシュを積みといても無理な状況もあり得ると考えた場合に、17ページにあるような手当てをすることも考えざるを得ないと思っています。私は事務局が論点4、5に関して出されている内容については、特段異論はないです。

ただ、何人かの先生がおっしゃっているように、論点6は、上振れ分を無条件に認めるのはモラルの問題ですので、一切上振れを認めないかどうかというのは、ちょっと私も判断材料がないですが、やはり合理的にと一言で言うと簡単ですけども、極めて納得の高い説明が必要なんじゃないかなと思います。

○松村委員

今議論することではないと言いながら、また繰り返して申しわけない。とても常識的な、当たり前と言っちゃいけません、極めてごく真つ当な人の真つ当な意見が出てきているので、それに反論するのはとても難しいが、それを受け入れてよい正常な状況なのか、ちょっと考えていただきたい。仮に経過措置料金の原価に入れられるとすれば、それは合理的なものであるかどうかというのは、値上げというような状況になっていけば、当然料金審査で見るということになります。だからもちろん不合理なものは認められない。

私が問題にしているのは、もし仮に、そうなるかどうかわからない、そうならなければ私としてもとてもハッピーなので、アンハッピーなことが起こったときに備えて発言しておくというのも変な気がするのですが、仮に託送料金で回収というのになったときに、同じハードルでいいのということを言っているだけ。託送料金で回収するなどというのは、相当ウルトラCというわけで、そのときに経過措置料金を認められるという程度、合理的ならばいいとか、合理的でないな

らだめだとか、その程度のハードルでいいのかということを行っている。

これに関しては前回も言って、またもう一回繰り返すので、すごく嫌な顔をされていると思いますが、重要な点なのでもう一回しつこく言います。この手の議論は常識が通用するような人たちと話しているわけじゃない。わからないことを言う人たちとやり合った結果出てくるもの。

原子力のコストを算定する段階で、コストを算定するときには、いつもとても低いことを言うけれども、でも実際に料金を請求するときにはすごく高い料金を請求するなんていうことをまたしても繰り返したら、国民の深刻な不信を招きますよ。だから、現時点でこれぐらいの見積もりだということがあったとしても、上振れするかもしれないと皆が恐れているものについては、幅で費用の見積もりを出したらどうですか、ということ繰り返し指摘した。上振れの可能性が高いと批判されたサイクル費用では、幅で出した。事業者は、私たちはこれぐらいのコストだと思うけれども、どんなに運の悪いことが積み重なったって2割増しの範囲でちゃんとおさまるといことを事業者が言い、それでコストが仮に2割増しになってもせいぜいこれぐらいだから、逆転することはないという格好で、費用を示した。

同時に、廃炉に関しても同じように、これぐらいのコストで済むと言っているけれども、本当に済むのですか。多くの人がものすごく心配している、疑っていることを指摘し、これがベストな見積もりだとしても、上振れする可能性があるならば、幅で出したらどうですかということ、何度も、何度も、何度も、何度も繰り返し言ったのにもかかわらず、それでも上振れすることはないと断言し、最後には、これに関して、絶対これでいけるというなら、後から実はすごくかかりましたということがあったとしても、消費者が簡単に納得して、上がったならしょうがないと料金を払うと思われたら困る。本当に上がったら、事業者が自分で自腹を切ることにしない限り、皆が納得しないですよ。本当に幅で出さなくてもいいのか、と繰り返し言ったのにもかかわらず、幅で出さなかった。こういう経緯があってこういうことを言っているのだから、常識的に、かかるコスト、合理的なコストだったら認めて当然じゃないか、託送料金で回収してもいいじゃないかと、そういう議論で本当に済ませてもいいのかということは、仮に託送料金で回収という方向にいったときには、きちんと考えていただきたい。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。松村さんのおっしゃるのもごもっともなので、そういうことなんだけれども、ただ、幅で出さなかったということ自体は、今ここで何かなかなか言えないので、現状でどういう対処するかということになると、合理的な範囲というのは一つあるのかなと思います。その合理が何かという問題も確かですけれどもね。

○松村委員

ここでは引き当てを言っているだけなので、合理的な範囲で引き当てるのは全く問題ない。

○山内座長

ほかに何か。もしあれば、事務局のほうからコメントあれば。

○小川電力市場整備室長

伊藤委員からのご指摘のところで、引当金の見積もりを余り出さないほうがいいのかもというようなお話もあったので、ちょっと説明をはしょってしまったところもあるんですが、16ページの今の制度というところで、事業者が自分で見積もって、自由に見積もる引当金とは違って、これは法令上、この額をしっかりと積んでおきなさいと、将来のためにと。そういう意味で義務づけているものです。それに際しては、毎年ルールも決まっています、そこでの、それが額というのは、ここにありますように、大臣の承認を受けているということの性格の違いから、逆に大石委員からもご指摘のあったような、そこで見積もった額というのが料金上も入ってきますので、きちっとこれだけの額ということで、今回もお示ししたということをご理解いただければというふうに思っております。

○山内座長

そのほか何か、ご発言。さっき言いましたように、前半も含めて何か、全体についてご発言ございますでしょうか。

いろいろありがとうございました。大変活発な意見交換ができたというふうに思いますし、事務局のほうにもいろいろ示唆になったことが多いんじゃないかというふうに思いますので、今日のところはこの辺で議論を閉じたいというふうに思います。

次回の開催等について、今後のスケジュールのことについてお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

次回の開催につきましては、日程が決まり次第、ご連絡するようにいたします。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第2回の財務会計ワーキンググループを閉会とさせていただきます。本当に今日はどうもありがとうございました。

午後 2時23分 閉会